

一条家関係者の記した奥書・識語・注記を持つ古典籍について

武井和人

はじめに

井上宗雄に「冷泉家関係者の記した奥書を持つ歌書類について 付・歌壇史研究について」(『立教大学研究報告 人文科学』18 昭40)といふ、驚倒刮目すべき論文がある。何ゆゑこの論文を筆者が高く評価するのか、簡単に述べてみる。

まづ第一に、冷泉家関係者の名が見える奥書・識語類を、膨大な歌書(その多くの部分は写本・版本であり、しかもこの歌書の意味する所は、後述する如く、中世で意味したであらう所の広義のそれである)から蒐集・整理された(正しき意味での)労作であるといふ点。我々はこの労作によつて、己が書齋にゐながらにして冷泉家歌学の基盤を窺ふ事が出来るのである。第二に、学藝と(家)の関係を追究して来てゐる筆者として、この論文が示した学術的成果は無論の事、発想そのものに深い敬意を払ふからでもある。

然し不幸な事に、この論文の内容が井上の歌壇史研究三部作に溶け込んでしまつてゐるためか、この論文は言及される事が誠に少ない。例へば、冷泉家歴代の学藝に関する要領を得た概説である中川博夫「冷泉家」(『国文学』平2・12)にも紹介がない。

筆者は、井上の業績を自分の関心なり守備範囲において継承すべ

く、まづ、一条家代々の人々を対象にして同様の調査・整理をしてみようと考えた。井上にあつては、至極当然のやうに、冷泉家以外の諸家の人々の名が見える奥書・識語類の蒐集整理も完了されてゐると覚しく(その事は三部作を一瞥すれば自明であるが)、故に、小論の如き不徹底極まる調査は、井上から見ればそれこそ噴飯物に等しからうと思ふ。然し小論では、その調査範囲を歌書から古典籍一般にまで広げてみた点で、或いは若干の学術的意義を主張しようかと思ふのである(井上は前掲論文に「歌書」と題してはゐるが、この歌書なる概念は、近代のそれではなく、正しく古典時代のそれである。即ち、「物語・日記・雑々」と部類して、国文学書一般も当然のやうに拾ひ集められてゐる。故に、小論の学術的意義も、実の所声高に主張出来る底のものではないのだが)。と、ここまで述べ来たればいはずもがなの事柄に属するのだが、小論のタイトルは井上の業績を讃仰してのものである。

小論で示しうる成果が、井上の冷泉家の調査に比べて、広さといひ深さといひ、及ぶべくもないものにしかなりえないのは(何度もいふやうに)当然なのだが、一条家学の成立・形成・継承過程に関心を寄せる者の一人として、この作業は、他人任せではなくどうしても自分でして置かねばならないものだと思つた。資料の蒐集状況も得心の行くものとはお世辞にもいへぬ段階だが、一応の見通しが付け

られる(乃至感觸を得られる)程度には集つて来たので、ここに中間報告をして置く事にした次第である。

以下凡例もどきを記す。

(1) 各々の項目には、参考文献の意味で「文献」といふ見出しを立てたが、井上の歌壇史研究三部作は常に参照すべきものなので、一々この欄には掲げなかつた。またここに掲げたものは、比較的近年に発表されたもののみであり、なほかつ網羅的なものではなく、十分極まる物である事をお断りしておく。

(2) 一条家の人々(今回は兼良・兼冬に時代を限定した)の著作を後に子孫が書写したもの(実際には、兼良の著作を冬良や房通・兼冬が書写してゐる場合が大半だが)は、小論では省略した。点数が多いといふ事もあるが、小論の意図が一条家学の生成基盤に一視点を得る所にあり、その観点に立てば一条家代々の著作は二次的資料と見做しうるからでもある(無論逆の見方—一条家代々の著作、就中兼良の著作が一条家古典学の骨格をなしてゐる—も大いにありえようが、この視点からの調査結果は、別途まとめてみたい)。なほ、良鎮・殿宝といつた門跡も確かに一条家出自の人間だが、今回は省略した。学問の基盤が異なる判断したからである。

(3) 一条家代々の著作に引用されてゐる古典籍の名前も、今回は省略した。真の典拠を見出す事が筆者の知識では至難の技だからもあるが、視点を古典籍の書写・鑑定に限定したためでもある。以て諒とされたい。

◇源氏物語・同注釈書・系図等

① 兼良附属良鎮相伝「河内(?)本」源氏物語(本文ハ大島本

ニ注記転記サル)

〔所蔵〕古代学協会(大島本)

〔文献〕

(1) 田坂憲二「大島本源氏物語をめぐって—その伝来過程を中心に—」(『香椎鴻』33||昭62・9)

(2) 伊井春樹「大島本源氏物語の本文—『源氏物語大成』底本の問題点—」(『詞林』3||昭63・5)

(3) 伊井春樹「大島本源氏物語書き入れ注記の性格」(『国語と国文学』昭63・8)

(4) 伊井春樹「大島本源氏物語の本文—書入れ・ミセケチ一覽—」(『詞林』4||昭63・10)

(5) 柳井 滋「大島本『源氏物語』の書写と伝来」(『源氏物語—新日本古典文学大系19』)(『岩波書店』93・1)所収)

〔考〕

大島本の夢浮橋巻末に兼良と良鎮の奥書が見える。この奥書の写真版は『源氏物語大成研究篇』及び文献(2)に掲げられてゐる。全文の翻刻は文献(2)に掲げられる。これらの翻刻を参照しつつ、関係する奥書を今一度掲げて置く。

① 源氏一部五十四帖雖為新写之本依有教寄之

志附属良鎮大僧正者也

文正元年十一月十六日 桃華老人在判

うつしをくわかむらさきの一本は

いまもゆかりの色とやはみぬ

② 右光源氏一部五十四帖令附属政弘朝

臣以庭訓之旨加首筆用談義之処

秘本也堅可被禁外見者也

延徳二年六月十九日 前大僧正在判

あはれこのわかむらさきの一本に

心をそめてみる人もかな右言書奥書異本

大島本の成立及び伝来過程については、文献(1)(3)(5)に詳細に説かれてゐる所であり、筆者に付け加へるべき何物もない。

なほ若干の贅言を書き記して置く。現大島本はいふまでもなく(その大多数の巻は)青表紙本である。ただ大島本には行間書き入れ注記が多数見られ、これは良鎮が兼良の説を書き加へたものを、吉見正頼が現大島本に転記したのであらうと推測されてゐる。文献(3)にその注記内容の学的背景が縷々説かれてゐて、頗る有益である。

一条家と周防大内家との文藝を介在させた交流に関する研究には、古く池田亀鑑の仕事もあるが、近時のものとしては米原正義『戦国武士と文藝の研究』(桜楓社||昭51・10)があげられよう。

② 一条家相伝「従一位麗子本」源氏物語

〔文献〕

(1) 渡部栄「源氏物語従一位麗子本の研究」(大道社||昭11・12) 尋尊の『大乘院寺社雑事記』文明10年7月28日条に以下の如く見える。

光源氏物語予近日披見之、此物語ハ紫式部作分也、西宮左大臣事思出之、自須磨巻書初之、今夜ハ十五夜なれハと云処より書初云々、此書ニ色々秘説口伝在之、十巻紫明抄・河海抄・奥入・花鳥余情抄ニ巨細被注了

一桐壺源氏誕生至十二歳、十三歳・四・五歳見へす 此桐壺ハ取語テ為名

(略)

一源氏数本事

世尊寺先祖行成卿自筆今世ニ不伝 源光行以八本之校合本子々

世尊寺先祖二条帥伊房本 冷泉中納言朝隆本 久我殿元祖之兄弟堀川左大臣俊房本号黄表紙 従一位麗子当一条殿相伝本、源土御門左大臣女、号京極北政所

法性寺関白本唐紙小章子、号尚侍殿本 五条三位俊成卿本京極中納言定家本、号青表紙

〔考〕

文献(1)によれば、渡辺所蔵の伝中山宣親筆本には、奥に、本云 以京極北政所御奥書之一本書写之畢

写誤難計者也 粗々傍書而以俟後考而已

如此之□□□未触目也非世間流布者也奇珍々々仄聞一条禅閣御所持之源氏物語数本中有従一位本 今不知其所伝也 努々不可許他見者也

于時□□五〇年(?)

と見える由。『雑事記』の記事の有力な傍証と見做し得よう。

③ 冬良・良鎮他写「晁雲本」源氏物語

〔所蔵〕高松宮旧蔵

〔文献〕

(1) 『源氏物語大成』巻七 研究資料篇

(2) 『高松宮御蔵河内本源氏物語』(臨川書店||昭48・9、49・6)※

〔考〕

後掲する冬良の奥書から、以下のやうな成立過程である事が分かる。兼良の知遇を得た富小路俊通の懇望により、冬良が長享2年秋、当時の名筆に嘱して全巻を分担書写させたものである。冬良は各帖末にその巻の筆者を記録してゐる。高松宮本の祖本である畠雲本及び兄弟本と目される親長本との関連に関しては、文献(2)に詳しいので、再述は避ける。夢浮橋巻の奥書は以下の通り。

① 夢浮橋巻末奥書

本此巻橋本宰相中将公夏卿書写之

加校合朱点畢抑故禅閣感動

俊通庶幾而依令許此道重

事執心之余蒙諸彦之筆助令

全備之可為証本仍每冊加毫

端者也

長享二年季秋上澣

関白内大臣御判

冬良の識語及び折紙によれば、冬良は明石・乙女・蘭を書写し、良鎮は梅枝を書写してゐる。

④ 兼冬写「天文本」源氏物語系図

〔所載〕「湖月抄」

〔文献〕

(1) 伊井春樹『源氏物語注釈史の研究』

『湖月抄』付載の天文本「源氏物語系図」には、次の如き奥書が見える。

此一冊依桂藏院主所望以家本加書写者也
天文十九季六月日 桃華宋央判

同廿七日一校合

〔考〕

本系図の成立について、伊井は、基本的には古系図の流れを汲むものではあるが、某(兼良?)によつて手が加へられ、それが実隆の系図にも影響を与へた、と見る。

なほ、「桃華宋央」については、池田亀鑑が兼冬かとの説をたて、伊井も判断留保しながらも消極的な賛意を示してゐる。私見では「宋」は「末」の誤写かと思はれる。「天文第十八曆九月中旬桃華末士御判類輪廿一歳記之」(天理図書館蔵献上本系「花鳥余情」(九一三・三六・一七五)第10冊奥書)「天文十九年三月桃林牛士」(東京大学文学部国語研究室蔵「新註文字鏡」(二二A・九五)奥書)といった類例が参考にならう。兼冬と見てはば誤りあるまい。

⑤ 兼良写「紫明抄」

〔所載〕刈谷市立図書館村上文庫蔵「歌秘雜集」第一冊「和詞秘書集坤」所収

〔文献〕

(1) 伊井春樹『源氏物語注釈史の研究』

文献(1)が引く所によれば、以下の如き奥書がある。

此一部五卷之紫明抄者、民部卿為家入道之自故黃門口授之秘奥也、此物語之重宝歌林之良材也

文明二年三月下旬写之畢

北岸主人兼良一条殿

〔考〕

この「紫明抄」は秘説の集成であつて、素寂の「紫明抄」とは別の書物である。

⑥ 兼良写「河海抄」

〔所載〕宮内庁書陵部「四五九・一七」

〔文献〕

(1) 『図書寮典籍解題文学篇』

〔考〕

文献(1)によれば、靈元天皇の宸写にかかると思はれる書写奥書があり、その際校合に用ゐられた「禁裏御本兩本内一本」に、以下の如き奥書があつたといふ。

文明四年三月上澣、以或本加書写、但彼本有誤事等、以推量雖陳直、猶不審字等、逐以證本可令校勘者也、桃華野人判

⑦ 兼良(?)冬良(?)写「河内本」『源氏物語』紅葉賀・総合卷

〔所載〕天理図書館「九一三・三六・一三二九」

〔文献〕

(1) 『源氏物語大成』巻七 研究資料篇

(2) 『天理図書館稀書目録』和漢書三

〔考〕

文献(1)・一三九頁に写真版が一面分掲げられてゐる他、「大成」校異篇には校合本として校異が掲出される。詳しい書誌は文献(2)に見える。

袋綴 共表紙 二三・五種一八種 九行 題簽中央「四 紅葉

の賀七」「十二 ゑあへせ十七」内題なし、「桃園文庫(紙票)〔河内本 室町時代中期写 紅葉賀・総合の両巻を存す 二書同筆原に紅葉賀巻「以親行本不違文字筆之次切句/者也 藤原朝臣御判」〕本云一見之次注首書之」、総合巻「本云申出禁裏御本書写之但此巻/相懸行能卿類本仮名文字等雖/不普通先不懸本加書写者也/博陸老臣御判」と奥書あるもの写 江戸時代初期筆弄花抄休聞抄紹巴抄等を引きつて朱点墨傍注附箋等多し……)

この「博陸」に文献(1)は兼良を擬する。然し、井上「中世歌壇史の研究 室町後期」が縷々考証したやうに、冬良は「(前)博陸」と称した事があつたやうだから、或いは、冬良を擬するべきかもしれない。

◇伊勢物語

① 兼良写「流布本」伊勢物語

〔所載〕天理図書館「九一三・三二・一三一」

〔文献〕

(1) 池田亀鑑『伊勢物語に就きての研究 研究篇』三〇二頁

〔考〕

文献(1)によれば、定家・為相の奥書に続き、兼良の書写奥書が見える。

辞上都平安城之旧居寓南京春

日之里之旅店以閑寂之暇終書写

之訖雖相願惡筆頗可備證本

者歟

応仁二年九月日 桃華老人

〔考〕 兼良写「系統不明」伊勢物語

〔所蔵〕 都立中央図書館(紅梅文庫旧蔵)

〔文献〕

- (1) 大津有一編『伊勢物語に就きての研究 補遺篇・索引篇・図録篇』(有精堂 昭36・12)

〔考〕

文献(1)によれば、業平の略伝と武田本の奥書並びに為相の識語、流布本の奥書、根源本第二系統の奥書に続き、堯孝の書写奥書がある。兼良の筆かと思される以下の如き二種(三種?)奥書がある。

- ① 此伊勢物語古本、女房令所持也。但奥詞未終功、又誤字多也。仍借堯孝僧都本加校合又書繼奥詞件本以朱注訓釈今以墨書之。又彼本有落字不審事等仍以此本為正不必改也。任善古人之格言。

詞林樗散(花押)

- ② 嘉吉三年八月下旬、以定家卿真筆本重校合畢。但件本奥端朽損、端哥おきもせずねもせでといふ哥より端不見。奥は野とならばうづらとなりてといふ哥より奥不見。中間一二枚又朽損。件本白色紙小草子也。冷泉中将持和朝臣借用或人令見予之次、加校合畢。

(花押)

- ③? 傍付訓釈等定家自筆本不載之。想是後人為談義注付者歟。悉以虚誕事不可信用之。

大津が何故「詞林樗散」を兼良の事と断じ得たか、その細かな考証過程は判然としないが、①でいふ堯孝所持本を書写した点、②にみられる冷泉家との親密な関係、及び嘉吉三年といふ時、などの状況証拠から見て、結論としては兼良と見て誤つまい。

◇兼良鑑定(存疑)「続古今和歌集目録」

〔所蔵〕 早稲田大学図書館(特別ニ5-1091)※孤本

〔文献〕

- (1) 佐藤恒雄「続古今和歌集目録」と前田家本「続古今和歌集」(『国語国文』昭44・9)
- (2) 柴田光彦「翻刻『続古今和歌集目録』」(『国文学研究』41 昭44・12)

- (3) 『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第七巻 中世歌書集』(早稲田大学出版部 昭62・6) ※影印と解題(兼築信行執筆)を収める。

〔考〕

兼良かと思される人物が鑑定識語を付してゐる。引用は文献(3)による。

- ① 本云後拾遺千載集目錄名字 異訓注付仮名今度不載之
- ② 本云洞院大納言為家卿筆也、 無相違歟 後成恩寺沙門判
- ③ 這一巻者最依有披見之望 或人不堪固持遂許与之訖 為備早速之全令配巻以 一日之中終写功者也 享禄元年九月中旬

従一位(花押) ※三条実香

- ④ 校合落合書加了 追而可清書也

◇兼冬写「袖中抄」

〔所蔵〕 尊経閣文庫(二三・一九・書)

〔文献〕

- (1) 橋本不美男・後藤祥子「袖中抄の校本と研究」(笠間書院 昭60・2)

〔考〕

この本の書誌は文献(1)に詳細に述べられてゐるので、小論では省略する。兼冬による注目すべき長文の書写奥書や識語が見られるので、煩を厭はず文献(1)より転載する。

- ① 第一冊奥書 天文十五年二月上旬 加書写令一校畢 桃花野人(花押)
- ② 第二冊奥書 同十二月上旬一見次所々加頭書休僻案詞可禁外見而已 内大臣兼冬十八歳

- ③ 第三冊奥書 加書写一見校畢 右大将(花押)
- ④ 同極月一覽次注付属僻案了 左將軍兼冬十八歳

- ⑤ 天文第十四応鐘下旬日(花押) 加書写一見校畢
- ⑥ 天文十五年極月上旬於灯火一覽次及愚意所注了 尤以僻事而已也 羽林將軍兼冬生年十八歳

「後成恩寺」が小字で書かれてゐる所から、後人が「沙門」に後成恩寺即ち兼良を引き当てたと見るべきであり、厳密にいへば、兼良の鑑定か否かの決定は保留すべきかもしれない。

◇冬良写「永久百首」

〔所蔵〕 日本大学総合図書館

〔文献〕

- (1) 橋本不美男・滝沢貞夫「校本永久四年百首和歌とその研究」(笠間書院 昭53・3)

文献(1)の図版・解説等によれば、該書には以下の如き冬良自筆の奥書が見える。

- 加披見早無相違者歟 永正二年正月下浣 従一位(花押)

〔考〕

文献(1)の解説には、「花押は一条冬良と認められ、奥書は本文と一筆と認定できる。すなわち、本文・題簽ともに冬良筆の原装本である。奥書の文意からみると、冬良は依頼により家本を自ら書写し、これを見合せて相違なき旨の認定を識したものとと思われる」とある。また、蔵書印「九條」が押されてゐる所から、「冬良に対して書写を依頼したのが、九条家の前関白政基か当主の関白尚経と推定される」とも述べるが、いづれも妥当な想定であらう。応仁の乱後の一条家に「永久百首」が蔵されてゐた事は、「歌林良材集」等に「永久百首」の和歌が多数引かれる事から証される。

④ 第四冊奥書

天文十五年二月上旬 加書写一見校畢
右大将(花押)
同年十二月中旬愚意趣休墨者也

⑤ 第五冊奥書

天文第十五仲春上旬 加書写一見校畢
右將軍(花押)
極月中七加一覽愚存之注僻事畢 可憚外覽物也
幕府兼冬十八歳

⑥ 第六冊奥書

天文十五曆仲春上澣書写令一校畢
羽林(花押)
十二月上澣日一覽次愚意のかたはかり書のせ侍るなり
左大将兼冬十八歳

⑦ 第七冊奥書

加書写令一校畢 (花押)
天文第十五曆十二月廿日加一覽休筆舌令喜愚意許也
内大臣正二位兼左大将藤原朝臣
兼冬生年十八歳記之

⑧ 第八冊奥書

天文十五曆孟夏加書写令一校畢
左將軍(花押)記之
十二月下旬一覽次休愚意筆舌頗比興之歌句不知所科者也
内相府兼冬十八歳

⑨ 第九冊奥書

天文十五曆極月下旬頭書をくはへ畢 頗以不思議之所為後人のあさけり可有云々
桃花末人兼冬十八歳
天文第十五曆仲夏下旬日加書写一見校畢 重以推察加了見令為清書而已
正二位權大納言兼左近衛大将藤原朝臣
兼冬生年十八歳記之

⑩ 第十冊奥書

加書写令一見校畢
天文第十五春暮月一朝書之 權大納言(花押)
卷二十には以下の如き兼冬の識語が見える。読点のみを私に補つた。

此抄者顯昭法師か作也、彼法師は勤學博覽の人にて、和歌評定歌合判詞などの砌にては、ひか／＼しきまでこのむすちをたてい／＼つりたる人なから、古今の注を書しを定家卿密勸を知られしに、此道の逸物哉と事の外にほまれあるやうにかゝれたり、誠に有かたき事也、それA《歌の道におきては定家卿の説をばなれてはすこふる傍若無人》と、禪閣のしるされたり、彼卿は、B《基俊俊成より三代受伝して奥義口伝のこる事なし、次に愚身十二代叢祖後京極撰神妙の風骨を得給し、文治上皇執し思食れて、新古今の巻を始として、すへて入らるゝ歌七十八首に及へり、しかのみにあらず、大やけのみことのりをかうふりて、仮名序をつかうまつりし、定家卿則撰政の家礼として、(た)かひに心さしを通し口伝のこる所なく受伝し給てしより、当家に

なほ一条家に兼良の頃から『袖中抄』が蔵されてゐた事は疑ひなく、それは例へば『歌林良材集』『柿本備材抄』等を見れば自づと明らかである。

◇兼冬写・書入『百人一首宗祇抄』※小椋山庄色紙和哥(端作題)・小倉百首註(原表紙外題)

〔所蔵〕京大大学附属図書館谷村文庫(谷村文庫・四一・二・オ一)〔文献〕拙稿「一条家古典学を支へた古典籍―一条家の蔵書―」(『国語と国文学』平4・5)

〔考〕所謂文明10年本宗祇抄。奥書は以下の通り。

① 文明十年四月十八日 宗祇在判

② 文龜天亥三年霜月廿六日云也 寺山、住僧都明辨判

③ 此一冊明辨以自筆 挾(了)了可禁外見而已 天文十三年三月廿二日 特進丞相藤原兼冬

④ 閑暇之刻加披見 愚意少、加首書 (花押イ)兼冬六歳者也 天文第廿五月廿日兼冬春秋廿三歳 (花押ロ)(印記)

兼冬自筆本と見てよからう。この本には奥書④に記される如く、兼冬の書入注記が多数見られる。またその中にはごく少数ではあるものの、禪閣云々として兼良説も引かれてゐる。宗祇序に対する注

撰政の抄物筆跡こと／＼く相承せし也、高祖父後成恩寺禪閣、又天然の妙骨を得給て、たえたるををこしすたれたるをつく媒となりて、うつもれる玉に光をみかき、すたれたる道にあとをたつね、新古今の例を模して新統古今の序を作進せり、歌のみならず近代定家の説とてあやまりを伝たる事の侍るを、是非を別て奥義をしるしをかれたり、しかるに、今此抄を披見するに、定家卿の正説にたかひたる事侍るを、いさゝか筆加へ侍るは、管をもて八雲たつそらの高き事をうかゝい、籠をもてわかぬの浦のふかきことをはかるにことならずといへ共、いさゝか当流のおもむきをしるして、愚意をたすけんと也、万歳の後早火中になけうつへし、不受古集英家訓説雖無技雪窓螢勤候、管見の浅慮をしはし筆舌にのふる者也、其恐不少莫出聞、時天文十五年極月上旬のころほひ、是をなんしるし侍りぬ 桃花末学(花押)春秋十八歳

この兼冬の識語は、兼良の『古今集秘抄』の序を巧みに取り込んでゐる。《》で囲つたA・Bの部分である。今一条家相伝本(〇九一・ト二一)から、対応する部分を引く。
A 哥の道にきては定家卿の説をばなれてはすこふる傍若無人也
B 基俊、成より此道を伝て三代になり和哥の奥儀秘事口伝残る所あるへからす次には愚老の叢祖後京極撰神妙の風骨を得給しかは文治の上皇執し思食れて新古今集には巻頭をばしめとして入られ侍る哥七十八首に及へり別又勅を奉りて仮名の序を作進せり定家卿則撰政の家礼たりしかはたかひに心さしを通はし侍るへしこゝに撰政の筆跡は当流に相承せしを

記の部分は原本破損のため判読出来ない箇所が多いので略し、それ以外の部分の書入注記で兼冬・兼良説と弁別出来るものだけを以下に抄する。引用したもの以外にも、類歌の指摘や簡注等数多く見られ、全文の翻刻が望まれる。

※□は虫損部分。

(1) 天智天皇

古今云山田もる秋のかりほにをく露はいなおほせ鳥の涙なり
けり是は借廬の心也秋田ノ哥は苾穂のよし禅閣御説也

(2) 安倍仲磨

兼冬案万里ノ外マテすみ渡り面白キ月をふりあふきみれはそ
の京なとにてみし月心にうかひたる端の手裏ニ入たるやうに
おほゆれはみかさの山に出し月かもとは云にや仲丸は元明元
正兩代ノ比ノ人といへりふりさけてヲ引さけと云儀は手にと
るはかりの心也ふりあふきてか正説也

(3) 喜撰法師

① 兼冬案□そすむは住えたる心喜一世ヲのかれてうち山の奥
にしてよめる也迷ヘル者ハこしと云事ヲおさめ心を案しな
は誰モ喜撰か心なるへきを下心は我庵ハ王舎城ノ我トハ心
主也天台ニ王即心王舎即五二温と尺する是也??? 覚此
身ノ都也こを都のたつみと云也世をうち山とは五二温の
中ニ六塵の山あるを云也善悪た??? にある事をさとる
へきのをしへなり

② 兼冬案我庵ノ注仏ノ説代ニモ先天台宗ノ議ニヨラハ大案を
説給てなき事もあるといひ又有事もなしとの給こゝにい
へる事かしこには又かはるいつれを誠と決定したかし所詮

兼冬案しかの山越の秋の興也とおりて水をせるニハあらず?
かけくしたるを云也

(10) 大中臣能宣

兼冬案みかきもりハ衛門ノ司也衛士ノ下部也内裏ノツイカキ
ヲマモレハ御カキモリト云衛士ハ火タキヤニテ火ヲタク也古
哥云みかきもるえしのたく火にあらねともわれも心のうちに
こそたけ

(11) 鎌倉右大臣

① 兼冬勸世の中を何にたとへんあさほらけこき行舟のあとの
しら波

② 兼冬勸みちのくはいづくにあれとほかまのうらくく舟の
つなてかなしも

◇古今和歌集両度聞書

① 冬良写『古今和歌集両度聞書』

〔所蔵〕神宮文庫〔三・四九六〕

〔文献〕

(1) 桑田忠親『戦国史事典』

(2) 拙稿「一条家古典学を支へた古典籍——一条家の蔵書——」〔国語
と国文学〕平4・5)

〔考〕

以下の如き奥書が見える。

① 明応七年八月廿六日 校合訖 関白御判

② 此一冊一乘院江從御家門様御進候宗祇聞書一段秘物(?)由
被申入以隠密之儀申出竊令写者也掌中之秘決

は定有ノ二執をはなれてつゝに可実道ニ帰せしめて一むね
におさむれば三界唯一心ニ外無別法の道理也煩惱と菩提は
たとへは火と氷のことし水と氷はたゞ一性也まよへは菩
提の□□となるさかれは煩惱の□□となるかことし全各別
ニあらず善悪不二邪正一如の理なればうきあしきと云はな
をさりのまよひのしや生の云事也さとれば六塵のまたなき
山も本覚法番の都となるそといへる也

(4) 小野小町

兼冬案霖雨ノ説ハ為氏の説也此哥ニに文字四有さらにきく
くからず天然の妙所也

(5) 蟬丸

兼冬案法花経のみち□にも喩説と云て譬喩品ニ三車一門のた
とへをかつて三乗つゝに一乘に帰するをもひきをのへて声聞
須菩提迦葉目連にさとらしむとみへたりその心にい□□から
ふにや

(6) 小野篁

兼冬案慈覚大師円仁渡唐ノ時也一ノ舟ニあらずは渡るましき
由申てなかさるゝなり

(7) 光孝天皇

兼冬案八雲十二種ニハ松アリ七種ハ皆若菜計也若菜といふ子
日本也源氏四十賀ノ時モ有

(8) 藤原敏行

□冬勸古今小町うつゝにはさもこそあらめ夢にさへ人めをも
ると見るかわひしさ

(9) 春道列樹

敢以勿許外見可秘之

于時大永六年丙戌五月十三日候記之

写本

権僧正円深判

(以下略)

なほ、同文庫蔵〔三・五二〇〕は①のみ存する。

② 房通写『古今和歌集両度聞書』

〔所蔵〕一条家(旧蔵?)

〔文献〕

(1) 拙稿「一条家古典学を支へた古典籍——一条家の蔵書——」〔国語
と国文学〕平4・5)

〔考〕

東京大学史料編纂所に『一条公爵家文書』〔三〇七一・六八一四〕
と題する、古文書の影写本が蔵される。該書は、戦前一条家に蔵さ
れてゐた古文書・典籍類の忠実な影写と覚しきものであり、一条家
の蔵書を確認しえない現状では、小論にとつて、第一級の資料とい
へるものである。その中に、次の如き奥書を持つ『両度聞書』が影
写されてゐる。

① 古今和歌集聞書〇初度ハ文明三年正月廿八日戊刻より始之四月

八日午時成就早後のたひは自六月十二日巳時

始之七月廿五日巳刻功成早前後相違之時ハ以

朱付之者也〔本文下欄外ニ〕此分尊海僧正本ニ

アリ仍今書入之

〇一

此集題号種々義在之(中略)今とは国常立よりこなた今日まで
一切衆生の境界を今の字にとれる也

- ② 伝受之後宗祇庵主書此一帖以被見常縁所存少、加筆加詞者也門弟隨一思尤在之仍為後證又加此詞早

文明四年五月三日

平常縁判 (花押) 似せて摸之

- ③ 对夢庵禪師肖柏令伝受了
- ④ 永正五年戊辰端午日書之以閑暇可書改急本之間不願鳥跡頗左道也以自筆之正本摸之

尊海卅七歳

印判

- ⑤ 同十五年戊寅九月初旬对居士七十六歳

尽深底了

- ⑥ 此一冊下官幼少之比以伊治宿祢本写之雖然從恋第二卷末先以指置筆多年無年之間今以真光院僧正尊海伝受證本書写之則一校了謂少年之筆謂今急

宝輪頗比與、追而可清書者也

天文第十一曆林鐘下旬日

從一位 (花押) 房通

この尊海とは、『仁和寺御伝』(類從卷第六十七)の著者、東久世通博息仁和寺大僧正尊海(文明4、天文12)の事であらう。事実、『一条公爵家文書』には、尊海と一条家との学的交流を如実に示す、以下の如き消息の影写も収められてゐる。

- ① 承久三年三月廿八日雨中注付之 八座沈老在判
- ② 承久三年後十月十二日書写了 藤原在判
- ③ 此草子先年於嵯峨中院雖披見不能書写空送年序不慮以本上中二帖ハ自染筆了下帖聊依有違例事以他筆終功了士代雖為他抄物今之勘付又当家秘口伝也故可秘藏者也

◇頭注密勘

〔所藏〕一条家(旧藏?)

〔考〕

前引史料編纂所藏『一条公爵家文書』に、以下の如き奥書が影写されてゐる。

- 弘安三年八月四日書写同一校了
 - 三代撰者末孫和哥末学 私寺門法眼為家子也慶融在判
 - ④ 古今真名序端ニカリ本已アリ基俊ニ俊成卿相伝ノ本如何定家卿被書候本
- 一条家の人の書写奥書は見えないけれども、資料の性格上、この写本が一条家に所蔵されてゐた事は確実なので、小論に加へた。

◇後撰集

- ① 教房写・冬良鑑定『天福本』後撰集

〔所藏〕田中塊堂

〔文献〕

- (1) 小松茂美『後撰和歌集 校本と研究 研究篇』(誠信書房)昭36・2)

〔考〕

文献(1)により冬良の鑑定奥書を抄する。

此本、妙華寺関白(=教房)、以定家卿自筆本、不違一字、令書写給。頗可備将来之證本者也。

從一位藤(=冬良?) (花押)

この後に、富小路資直の書写奥書があり、その中に「以桃花坊御本終書了」と見えるので、正しく一条家相伝の証本だつたと目されるのである。

- ② 冬良鑑定『定家無年号本』後撰集

〔所藏〕高松宮旧藏

〔文献〕

此本、定家卿自筆本、不違一字、令書写給。頗可備将来之證本者也。

于時天文第十七曆菊月下旬

桃林居士(花押兼冬)

この奥書から、②の親本が①であつた事が想像される。

◇冬良写「詞花集注(五代和哥集註)」

〔文献〕

- (1) 増淵勝一「書陵部蔵『詞華集抄』—翻刻と解説—」(並木の里 13 昭52・3)
- (2) 「日本歌学大系」別巻四
- (3) 川上新一郎「頭昭著作考(一)—拾遺抄注』『後拾遺抄注』『詞華集注』、付・『五代勅撰—』(『斯道文庫論集』21 昭60・3)
- (4) 松野陽一「和泉古典叢書7 詞花和歌集」(和泉書院 昭63・9)

〔考〕

文献(3)によれば、本注の伝本には、書陵部蔵三本〔五〇一・六七六〕〔五〇一・六七四〕〔特・六〇〕及び同蔵『先代御便覧』所収本、東京大学国語研究室蔵本・高松宮蔵本等が知られてゐる。ここでは『先代御便覧』所収本によつて奥書を掲げる。

五代和哥集註以伏見宮秘本詠或人終写功畢件

本外題伏見院勅筆也雅有卿加奥書尤可謂証本莫

令他見矣

文龜元年仲冬日

一条殿後妙花寺殿從一位在判

現存する頭昭の勅撰集注は『古今集註』『拾遺抄注』『後拾遺抄注』『詞花集注』のみが現存し(但し『後拾遺抄注』は後半闕)、『後撰集注』『金葉集注』は現存しない。ただ幸ひな事に、上記奥書に見える『五代和歌集註』の抄出本が祐徳稻荷神社中川文庫に蔵される(『日本歌学大系』別巻四他に翻刻あり)。その意味で、冬良のこの奥書は重要な

意味を持つのである。
なほ、『先代御便覧』所収本以外の諸本には「一条殿後妙花寺」といふ注記が存しない。従つて、これも正確には「伝冬良写」と処理した方が良いのかもしれない。

◇兼良跋・教房写「長秋詠藻」

〔所蔵〕川越市立図書館

〔文献〕

- (1) 松野陽一「藤原俊成の研究」(笠間書院 昭48・3)
- (2) 拙著「一条兼良の書誌的研究」(桜楓社 昭62・4)

〔考〕

松野の紹介によれば奥書は以下の通り。

写奥書云

嘉吉三年三月四日借堯孝法印本

命中納言中将令書写畢始四五枚染愚筆者(也)

又一校畢 柿下庸材御判

松野はこの奥書を、「嘉吉三年(一四四三)の奥書は、『柿下庸材』(一条兼良)が、堯孝法印本を借りて息男の『中納言中将』(教房)に書写させたという内容である」と解する。細かな考証は前掲拙著に譲るが、兼良の講釈の聞書かと思はれる『柿本備材抄』の存在が、松野のこの解釈を裏付けよう。

◇日本書紀

① 兼良加點「宇多醍醐朝写」日本書紀

〔所蔵〕文化庁現蔵、東洋文庫旧蔵

〔文献〕

- (1) 『秘籍大観』第一集(大阪毎日新聞社 昭2・7)
- (2) 『復刻日本古典文学館 日本書紀 卷第廿二 推古』(日本古典文学刊行会 昭47・4、山岸徳平解題)
- (3) 『復刻日本古典文学館 日本書紀 卷第廿四 皇極』(日本古典文学刊行会 昭49・12、山岸徳平解題)

〔考〕

かつて岩崎家に所蔵されてゐたもので、卷二十二・推古紀、卷二十四・皇極紀の二卷を存する。各々の巻に兼良の奥書が見える。引用は文献(2)(3)による。

① 推古紀奥書

以下部家本校之 (花押兼)

② 皇極紀奥書

宝徳三 二 廿一 点校畢

文明六 五 晦重以下部氏本

校之早

(花押兼)

若干附言しておく。花押の「兼」は文明5年兼良出家後のもの、従つて宝徳の奥書に見える加點者も兼良と断定する訳には行かないが、「重々校之」を嚴格に解釈すれば、宝徳の加點者も兼良と見て良いやうに思ふ。また複製を見る限り宝徳の奥書と文明の奥書は同筆と思はれる。

なほ本書は一条家相伝本と目されるが、現存するものはこの二巻だけである。然し、かつて一条家に全巻が揃つてゐた頃に兼右が校合したものが、次に掲げる②である。

② 兼良加點校合「下部家相伝本転写本」日本書紀

〔考〕

兼右本の成立について、林は兼右の書写奥書から「下部家伝来の本は大永五年(一五二五)三月十八日に先代兼満が没落した時紛失したが、三条西実隆が下部家本を書写したので、享祿二年(一五二九)に実隆の本を書写し了つた。しかし文字や朱墨の点等で誤りが一事ではない。ここに一条家に日本書紀があり、一覽した処兼良の奥書が明瞭であり、三十巻に兼熙が自筆で証明を加えている。そこでこの三条西家本と一条家本とを見合せて一部書写の功を終えた。

……時に天文九年(一五四〇)十一月であつた」とまとめられた。首肯すべきであらう。一条家の人々の名が見える奥書は以下の通り。引用は文献(1)による。

① 卷第三

天文九 正 廿一 以 一条殿之御本加校合之処朱点等有落

字書加之畢

② 卷第四

天文九 正 廿一 以 一条殿御本 加一校之処無一字相違

③ 卷第十

- 同九 正十九以 一条殿御本令一校之処無一字相違者也
- ④ 卷第十一 借卜部氏累家本託或人加書写了則亦校合耳
 文明第六曆〔麥十玉〕寶中澣日 老比丘御判
 天文九正廿三以家本遂書写之功以一条殿御本重令校合畢
 (花押)〔兼右〕
 ※以下、兼右ノ書写與書ハ略ス
- ⑤ 卷第十二 此一巻応禪閣之殿命染禿筆不審之文字等先如本書之則遂一校
 訖
 時文明第六孟夏上旬候 藤原朝臣御判
 以下部相伝之本加朱点重校合訖
 老比丘御判
- ⑥ 卷第十三 以下部家本加書写則又校合了 老比丘御判
- ⑦ 卷第十四 文明六年夏四月上旬令或人加書写訖 老比丘御判
 同中旬校合直朱墨点了
- ⑧ 卷第十五 以下部相伝本加書写則又令校合了
 老比丘御判
- ⑨ 卷第十六 文明六年五月以下部氏家本加書写了
 老比丘御判
- ⑩ 卷第十七

- 文明六年季春廿一日於南都客舎以下部三品
 兼俱卿本校合了 老比丘御判
- ⑪ 卷第十八 文明六年三月下澣以下部兼俱卿本校合了
 老比丘 御判
- ⑫ 卷第十九 文明六年五月上旬以下部氏秘本加書写 但文字誤等処、
 改直所書也 桃華老禪御判
 同中旬加点半
- ⑬ 卷第二十 文明六年五月借用卜部家本命或人加書写了則又校了
 御判
- ⑭ 卷第二十一 以下部家本粗校合之 但彼本有不安者以旧本從之
 文明六年五月下旬 御判
- ⑮ 卷第二十二 以下部家本校之 御判
- ⑯ 卷第二十三 以下部氏本校合不善者不從之 御判
- ⑰ 卷第二十四 宝徳三 二 廿一 点校畢
- ⑱ 卷第二十五 文明六 五 晦重以下氏本校之畢 御判
- ⑲ 卷第二十六 文明六年閏五月上旬以下氏家本校合了 御判

文明六年閏五月上旬校合卜部本訖
 御判

〔文献〕
 ① 『天理図書館善本叢書和書之部第一巻 古代史籍集』(八木書
 店 昭47・7) ※石崎正雄の解説。

- ⑳ 卷第二十七 一条殿御本御奥書云
 文明六年閏五月上旬澣以下部本校之
 御判
- ㉑ 卷第二十八 一条殿御本御奥書云
 文明六年閏五月上旬以下部家本校合有不安者則且從善而已
- ㉒ 卷第二十九 文明六年閏五月上旬以下氏本校合了 御判
 第三十卷第三十
 一条殿御本云
 応永四年四月廿八日此書一部卅卷 以家之秘説奉授 関白
 殿下訖
 正三位行侍從卜部朝臣
 兼一
 権大納言御判 (花押)
 〔兼良〕 凡如此
- ㉓ 卷第三十 一条殿御本云
 応永二十五年三月七日伝 殿下御説訖
 権大納言御判 (花押)
 〔兼良〕 凡如此

〔考〕
 この本は兼夏自筆本であり、兼良の伝授奥書を載せる。引用は文
 献(1)による。
 日本書紀者一品舍人親王之所著也蓋闡發鬼神之幽
 秘通貫帝王之經綸煥乎大哉昭如日星初故拾遺三品卜
 氏(兼熙)以此書授吾君(兼經)是以余趨庭日亦嘗与有聞焉
 大常
 少卿卜兼富乃拾遺之孫一日来語余曰日本紀先父之職
 也敢有二事然吾不幸過時而未有及乎此若徒婦咎於
 既往不以補於後則終絶滅吾家之業噫吾雖既老其且
 願字焉余心之曰字而不厭論人不倦聖人其猶不日能之
 矧余之不敏何以利汝乎哉然則汝言之懇不獲辭耳抑亦
 昔先君伝其説則於汝家得之矣今又以此婦之於汝家蓋
 天理之当然也豈不許汝之請而自取逆理哉則以授第一
 卷既畢請跋之応永癸卯(30年)孟夏下澣謹識
 右僕射(右大臣)藤氏(花押)兼良

- ③ 兼良跋『卜部家相伝乾元本』日本書紀
 〔所蔵〕天理図書館〔二一〇・一・イ二一七〕
- 〔兼良〕凡如此
- 老比丘御判 (花押)
- 文明六年閏五月中旬於南京客舎借卜氏家本令校合了

◇兼良写・兼冬鑑定『流布本』方丈記
 〔所蔵〕戸川浜男旧蔵
 〔文献〕

- (1) 『兼良筆方丈記 遠州筆十六夜日記』(古典文庫一〇五) (昭31・4)
- (2) 拙稿「一条家古典学を支へた古典籍——一条家の蔵書——」(『国語と国文学』平4・5)

〔考〕

文献(1)に影印され、吉田幸一の周到なる解説が付される。また近時、新日本古典文学大系に翻刻も収められた。

兼冬の鑑定奥書は以下の通り。

右一冊者後成恩寺

禅閣(マ)芳翰也尤可翫物

哉穴賢々

天文第一四曆大簇仲旬

桃花野人亞相(花押)記之

兼良の種々の自筆本(文献②参照)から見ても、兼冬のこの鑑定は誤りない。兼良が長明の著作に親しんでゐた事は、例へば、『無名抄』が様々な文脈で広く引用されてゐる事からも証され、この『方丈記』も、兼良のかかる学的関心に沿つて理解されて良いと思ふ。因みに当該本は流布本の最古写本である。

◇兼良写『姓名録鈔』

〔出典〕『改訂増補史籍集覧』第27冊(新加雜類第九十六)

〔考〕

同書には以下の如き奥書が見える。原典の傍記は小文字で該当箇所に入した。

姓名録鈔一帖故准后閣下成恩寺閑白經嗣公以背諫議大夫秀長

文 2 昭40・3

- (3) 同(?)「滋賀大学本『楊氏漢語抄』正誤表」(『滋賀大國文』3 昭41・3)
- (4) 平野日出雄「山県大武の事跡の再検討——『桑家漢語抄』の大小写本と詩二十一首の発見にふれて」(『藝林』33の1 昭59・3)

〔考〕

『楊氏漢語抄』は『倭名類聚抄』『河海抄』などに引かれる散佚古辞書である。本邦成立の最初の辞書として後代の類書に絶大な影響を与へたであらう事、就中、『倭名類聚抄』の成立に深甚なる関与があつたらう事は、太田晶二郎「尊経閣 三巻本 色葉字類抄解説」(『尊経閣蔵三巻本色葉字類抄(前田育徳会尊経閣文庫編刊)』解説(勉誠社 昭59・5) ↓ 太田晶二郎著作集 第四冊(吉川弘文館 平4・8) が縷々力説した通りである。

ここで取り上げる『桑氏漢語抄』はそれとは別本で、一部の写本外題に「楊氏漢語抄」とあり、ために前述佚書と混同される事もあつたやうだが、文献(1)によれば、「室町時代に神道家若しくはその関係者の手になつたものであらう」もの。文献(2)『滋賀大学蔵本を底本としての翻刻』より、兼良の書写奥書部分だけを引用する。

楊梅亜槐漢語抄十卷官庫潛求之外以東山左府之御本校合畢尤当家之重書也

文明元年乙丑十二月下浣日

一条

桃華老叟兼良書之

奥書本文は、『倭訓栞』所引本・文献(1)引用本等と比較するに、異同

卿真筆之本被書写訖件本申出二条故撰政殿下後普光園良基公御本令摸写云々頗可謂證本歟但非無鳥烏之誤重校本録改正可矣 正長丁酉春三月日 後成恩寺禅閣殿下兼良公右僕射 花押 時に兼良は正しく右大臣(右僕射)、傍記の擬する通りであらう。なほほぼ同文の奥書が、続群書類従本『姓名録抄』にも見える。

◇兼良鑑定奥書(写?)『服假雜抄』

〔所蔵〕お茶の水図書館成實堂文庫

〔文献〕

- (1) 荻野三七彦編著『お茶の水図書館蔵 成實堂文庫『大乘院文書』の解題的研究と目録(上)』(勸石川文化事業財団 お茶の水図書館 昭60・7)

〔考〕

文献(1)によれば、該書に以下の如き兼良の鑑定奥書が見える。

加一見了無相違欵

文明五年極月 下旬(花押 兼良)

本書の全貌が明らかでないので、全巻兼良写かどうか判断が出来ない。文献(1)には、兼良の奥書と表紙の図版が収められてゐるが、前者に關してはまづ間違ひなく兼良自筆であるが、後者に關しては若干の疑念が残る。

◇兼良書写奥書『桑氏(楊氏)漢語抄』

〔文献〕

- (1) 川瀬一馬『増訂古辞書の研究』(雄松堂書店 昭61・2)
- (2) 曾田文雄「滋賀大学本『楊氏漢語抄』について」(『滋賀大國文』3 昭41・3)

は認められない。

文献(2)がいふ如く、「楊梅亜槐」なる人物は不明といふよりも、偽名と見た方が宜しからう。然しだからといって、兼良の書写奥書までを疑ふ必要はあるまいと思ふ。

◇兼良書写・増補『職原抄』

〔文献〕

- (1) 石村吉甫「職原鈔の研究」(平泉澄編『北畠親房公の研究』(日本学研究所 昭29・11) 所収)
- (2) 加地宏江「職原鈔諸本の研究」(『日本歴史』三一七 昭49・10)
- (3) 拙著「一条兼良の書誌的研究」(桜楓社 昭62・4) ※第5章・11

〔所載〕『大日本史料』第八編之十三(昭2・11)

〔考〕

内閣文庫蔵一本(一四六・五七四)に以下の如き本奥書が見える。本文明第三之曆林鐘中旬之日直誤字加訓統猶不審事等有之以証本可令校合此抄者北畠准后大納言源親房所集也百官之始末諸家之勝劣殆如指掌宜着眼耳 桃華老人御判※コノ後ニ続キ文明8年正月四条隆量ノ書写奥書アリ

兼良の『職原抄』に対する学的関与については文献(3)参照。

《補I・尊俊について》

室町後期、土州一条家末葉(乃至後葉)と名乗る尊俊なる人物が在り、書写活動に若干の見るべきものがある。但しこの人物に關しては、諸説紛々たるものがあり、帰趨を見ない。そこで従来の文献の

概括に小論ではとどめたい。

〔文献〕

- (1) 秋山光夫「画僧文室に就いて」
- 〔日本美術協会報告〕57↓「日本美術論考」〔第一書房〕昭18・8)
- (2) 塀部正二「画僧文室伝拾遺」
- 〔美術史学〕88||昭19・3↓「中世日本文学の書誌学的研究」
- (3) 井上宗雄「中世歌壇史の研究室町後期」(明治書院||昭47・12)
- (4) 乾安代「もうひとつの〈柳原家旧蔵本目録〉のことなど」
- 〔矢野貫一・長友千代治編〕日本文学説林「和泉書院||昭61・9」

所収)

〔考〕

文献(4)によれば、不確定要素が多々残るもの、へ一条後葉(藤原桑門)尊俊なる人物は、間違ひなく実在したと思はれるやうである。そこで、今まで紹介されたへ一条後葉(藤原)桑門)尊俊なる人物が書写した旨を語る奥書を、順不同に列挙しておかう。

- ① 天和2年板本『和歌之作法』奥書

此一冊於二条家甚深之極秘

一条後葉 藤原桑門尊俊

〔疏〕文献(4)によれば、東山御文庫蔵尊俊自筆『和歌道作法条々』にも同趣の奥書が見える由。

- ② 実隆仮託『伊勢物語直解』奥書

〔疏〕本注に関しては、青木賜鶴子「伊勢物語直解」の成立―その実隆作にあらざること―(『中古文学』28||昭56・11)に詳しい。青木論文に引かれる奥書を転記して置く。但し青木は、本書が偽書で

あるがゆゑに、以下に掲げる奥書の信憑性をも疑つてゐる。

A……『伊勢物語惟清抄』ノ実隆奥書ノ引用ガアル

A' 一条准三宮殿進上 大膳少弼御申

B 此秘記三条西前内府遣遙院入道聴雪老人直解之絶妙也。於華洛等類希有而需之難歟。雖極重深密之儀伊州依被抽懇志手自染愚翰令相伝訖。可被禁他見者也。

土州一条末葉桑門雪江尊俊在判

- ③ 国会図書館蔵「小点和歌」奥書

一条後葉桑門尊俊

〔補II〕高野本「奥入」付箋に見られる「兼冬」について

高野辰之旧蔵大東急記念文庫現蔵「奥入」(一〇五・八・一)には、

「兼冬書之」云々といふ付箋が貼られる。通説では、鷹司兼冬

(二二八九―一三〇八)に擬するが、なほ若干の私見もあるので、

あへてこの場を借りて紹介しておく。

当該書の最新の書誌報告である『大東急記念文庫貴重書解題 第

三巻 国書之部』には、次のやうに記される。「藤原定家著 鷹

司兼冬筆 綴葉装 藍色表紙 用紙鳥の子 一六・九厘一八・

三厘 字高一四・〇厘 十一行(不同) 約十四字 百二十七丁

外題中央「奥入」、「斑山文庫」「宝玲文庫」 識語 大正十三甲

子歳十月(鎌倉末期写、定家自筆本臨摸、未通女の巻貼付の小

紙片裏に「本ミヘニクキ故ノ兼冬書之」とある、この書については

巻頭補綴の二葉にある高野辰之の識語に詳しく、その一部を抜

くと「藤原兼冬ノ手写スルトコロ(以下略)」、紙製帙に「藤原兼

冬筆源氏物語奥入」とあり(以下略)。この兼冬に鷹司兼冬を擬

したのは、山岸徳平(『日本文学講座』第13巻)あたりが最初であらうか。以後この説が定説となつて今日に至る。然し、鷹司兼冬は若くして没した事でもあり、何よりこれといった文事を残してゐない点など、筆者として擬するには些か不安が残る。『大東急記念文庫貴重書解題』が鎌倉末期写と断定してゐるのだから、疑ふ必要はないのかもしれないが、筆者はなほ一抹の不安を禁じえない。無論、一条家の兼冬に擬したら、これはこれで書写年代の鑑定結果に大幅な修正が必要となる訳で、問題が残ることにはかほりない。